

# 令和5年度「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業 (中小企業等外国出願支援事業)」公募のお知らせ

～ 特許、意匠、商標等を外国へ出願する経費の一部を支援します ～

公益財団法人くまもと産業支援財団

公益財団法人くまもと産業支援財団では、特許、商標、意匠等知的財産を活用し国際的な事業展開を目指し、外国出願を行う県内中小企業者等に対し、外国出願に要する経費の一部を補助します。

今般、その募集を実施します。本チラシで概要を示しますので、希望される中小企業者等の事業者及び弁理士等の方は、必ず、公募要領、実施要領、記載例等を熟読、理解の上、御応募ください。

## ◆主な応募資格・対象案件（抜粋；詳細は公募要領を確認のこと）

### ◆主な応募資格・対象案件（抜粋；詳細は公募要領を確認のこと）

- (1) 熊本県内に事業所を有し、以下の要件に全て合致する中小企業者等（みなし大企業は対象外）。
- (2) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること。
- (3) 助成を希望する出願に関し、外国で権利を取得した場合に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。  
または、冒認商標に関しては外国における冒認商標対策の意思を有していること。
- (4) 本事業後の査定状況報告、フォローアップ調査等に対し、積極的に協力すること。
- (5) 申請書提出時点において日本国特許庁に既に特許出願等を行っている出願であって、年内に外国特許庁への出願を行う予定があること。
- (6) 令和5年12月31日（日）までを目安に外国特許庁への出願を完了するとともに、令和6年1月31日（水）までに実績報告が提出できること
- (7) 「暴力団排除に関する誓約事項」を提出できること。
- (8) 直近過去3年分の各年、または各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えない中小企業者等。
- (9) 次の事業者には選考の際に加点措置を行う。
  - ・グローバル型に類型される地域未来牽引企業
  - ・JAPANブランド育成支援事業利用者
  - ・賃上げ実施予定事業者
  - ・本補助金の新規利用者
  - ・ものづくり・商業・サービス生産性向上補助金利用者

## ◆補助内容概要

### ■補助率

補助対象経費の2分の1以内（千円未満切捨て）

■補助限度額 1企業（グループ）に対する1事業年度内の補助金の総額は300万円以内

### ■案件ごとの上限額

- ・特許 150万円
- ・実用新案、意匠、商標 60万円
- ・冒認対策商標 30万円

※採択時に予算の都合等により補助金額が減額される場合があります。

### ■補助対象経費

- ・外国出願手数料・翻訳費用・現地代理人費用・国内代理人費用 など

### ■補助対象とならない経費

- ・国内出願費用・対象国以外のPCT出願費用・消費税・外国における付加価値税等

## ◆公募期間 令和5年5月22日（月）～6月23日（金）17：00必着

※ 期間終了後は、一切受け付けられませんので、厳守のこと。

【裏面に続く】

- ◆選考方法
- 選考委員会で選考の上、令和5年7月上旬に採択企業を決定し、HP 及び文書にて通知予定
  - 選考の結果、不採択または申請額より減額の場合があります。
  - 選定の経過、内容、不採択の場合の理由等については、お答えできません。
- ◆申請方法
- 申請者及び国内代理人は、必ず、公募要領を熟読、理解の上申請してください。
  - 事前相談への対応ができません。  
申請される方は、公募要領を熟読の上、所定様式の申請書に記載内容の漏れ等が無いように必要事項を記入し、必要書類、添付資料等を添付し、公募期間中に必ず下記窓口に持参または郵送してください。  
※jGrants(デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム)での応募と従来通りのPDFと紙の併用の応募が可能です。但し、jGrantsの場合でも添付書類等の紙での提出は必要です。)
  - ※交付申請書、協力承諾書は押印不要。但し、申請書等の真正性担保のために、代表者、または担当者に電話等で確認連絡することがあります。その際に確認が取れなければ申請は受け付けません。
  - ※申請書及び協力承諾書は電子メールの添付 PDF 等電子情報処理組織による提出が可能。但し、その場合でも添付書類は郵送、または持参にて提出してください。
  - ※添付書類は、必ず6部必要です。部数の不足、書類不備、上記申請書等の記載不備等があれば選考に進めません。十分、ご留意ください。
  - ※申請書様式、公募要領、記入例等は、公益財団法人くまもと産業支援財団のホームページ (<http://www.kmt-ti.or.jp>) からダウンロードをお願いします。

- ◆注意事項
- 補助対象事業完了の翌年度から5年間、査定状況、事業化状況等のフォローアップを行います。  
査定状況報告書、フォローアップへの対応をしていない場合、応募できません。
  - 補助対象事業に関する経理書類については、事業終了後5年間保存するとともに、他の経理とは明確に区分して保管していただきます。
  - 本事業と国等が実施する補助事業や委託事業を重複して利用することはできません。
  - 採択（交付決定）前に外国出願に着手した案件は対象となりません。
  - 提出いただいた申請書及び添付書類は、採用の可否にかかわらず返却いたしません。
  - 採択（交付決定）後は、実施要領に従い令和5年12月31日までを目安に外国出願を完了し、令和6年1月31日までに実績報告書及び必要証憑等を提出すること。

- ◆問合せ・提出先
- 公益財団法人くまもと産業支援財団  
産業振興部 産学連携推進室 担当：山内、田口  
〒861-2202 熊本県上益城郡益城町田原 2081-10  
TEL：096-286-3300  
FAX：096-286-3929  
e-mail：[sangaku@kmt-ti.or.jp](mailto:sangaku@kmt-ti.or.jp)